

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、南アルプス市の人口は2010年の72,635人をピークに年々減少している。2020年の国勢調査の結果によると年少人口13.3%(全国11.9%)、生産人口58.7%(全国59.5%)、老年人口28.0%(28.6%)(*注1)となっている。今後は少子高齢化が進み、老年人口が増えるとともに生産人口が減る事が推測される。

次に南アルプス市の産業構造として、2020年現在第一次産業9.0%(全国3.2%)、第二産業32.5%(全国24.6%)、第三次産業58.5%(全国73.4%)となっている。第二次産業の中でも製造業が集中しており一般機械、電子機械などの機械産業が集積している。さらにその9割は中小企業となっている。

近年、中小企業は若年層の人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると南アルプス市の産業基盤が失われかねない状況である。

現在南アルプス市では、ものづくり企業成長投資支援事業による中小企業への支援制度を実施しており、地域産業の活性化と雇用創出力の向上を目指し産業基盤の再構築を行っている。このような中、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで市内の中小企業の生産性を根本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていく。

(*注1)年少人口(0～14歳)、生産人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)

(2) 目標

南アルプス市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体のひとつとして更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に年間10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上(計画期間の目標伸び率は3年間で9%以上、4年間で12%以上、5年間で15%以上と設定する。)向上するこ

とを目標とする。

2 先端設備等の種類

南アルプス市の産業は農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多種多様な業種が南アルプス市の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

南アルプス市は自然豊かな山間部の自然地帯と平地での工業地帯が調和しており、主に平地部で広域に産業が発達している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、南アルプス市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

南アルプス市の産業は農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多種多様な業種が南アルプス市の経済・雇用を支えている。これらの業種の中でも一般機械、電子機械などの機械産業が主な業種となっており、特に半導体製造装置や工作機械等の関連産業が集積し南アルプス市の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動車の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。それにともない、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

なお、雇用の創出および産業集積に直接寄与しないことから、対象事業から主たる工場や事務所などが無い敷地にソーラーパネル（太陽光発電システム）を設置し、発電した電気を全量売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が僅かな場合は全量売電とみなす）する事業は除外する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間 とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市税等を滞納しているものを対象としない。
- ④ 市環境基本条例、市景観まちづくり条例に配慮すること。
- ⑤ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。